（前のページより続き）

○地方税法施行規則第六条第百五項第三号ロに規定する総務大臣が別に定める地域を定める告示を廃止する件（**総務**三一八）　三〇〇

○地方税法施行規則附則第六条第九十四項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件の一部を改正する件（**同**三一九）　三〇一

○地方税法施行規則附則第六条第百三項から第百五項までに規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件を廃止する件（**同**三二〇）　三〇一

○租税特別措置法施行令に規定する過疎地域に類する地区を指定する件を廃止する件（**総務・農林水産・国土交通**四）　三〇二

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、過疎地域に類する地区を指定する件（**同**五）　三〇三

○租税特別措置法第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（**財務**二一九）　三〇三

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（**同**二二〇）　三〇五

○登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件の一部を改正する件（**同**二二一）　三〇六

○租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（**厚生労働**二一二）　三〇六

○租税特別措置法施行令第六条の五第一項及び第二十八条の十第八項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準を廃止する件（**同**二一三）　三〇七

○地方税法施行規則附則第六条第五十一項に規定する農林水産大臣の行う証明に関する手続を定めた件の一部を改正する件（**農林水産**一二三六）　三〇七

○租税特別措置法第十一条の七第一項及び第四十四条の七第一項の規定の適用を受ける機械及び装置を指定する件の一部を改正する件（**同**一二三七）　三〇八

○租税特別措置法施行令第二十五条第十四項各号及び第三十九条の七第九項各号の規定に基づき、租税特別措置法第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を指定する件（**農林水産・国土交通**三）　三〇七

○地方税法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める件を廃止する件（**国土交通**六九一）　三〇八

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件（**同**六九二）　三〇九

○平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を改正する件（**同**六九三）　三〇九

○租税特別措置法施行令第五条の十第五項及び第六項並びに第二十八条第五項及び第六項の規定に基づき租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する件（**同**六九四）　三一〇

○租税特別措置法第三十七条第一項の表第十八号及び第六十五条の七第一項の表第十九号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示を廃止する件（**同**六九五）　三一一

○租税特別措置法施行令第四十三条の三の規定に基づき国土交通大臣が定める件（**同**六九六）

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（**同**六九七）　三一二

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（**同**六九八）　三一三

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件（**同**六九九）　三一四

○平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件（**同**七〇〇）　三一四

○平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する件（**同**七〇一）　三一五

○平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を改正する件（**同**七〇二）　三一五

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を改正する件（**同**七〇三）